

総行行第415号
令和8年8月28日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方自治法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の公布について
(通知)

地方自治法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第262号。以下「改正令」という。）が本日公布されました。

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正内容については、「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による地方自治法の改正について（通知）」（令和8年6月3日付け総行行第284号各都道府県知事、各都道府県議会議員、各指定都市市長、各指定都市議会議員宛て総務省自治行政局長通知）により周知したところです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける一斉通知・調査システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 地方自治法施行令及び公職選挙法施行令関係

- 1 外部監査人の住所の告示を廃止するとされたこと。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の28第1号及び第174条の49の35第1号関係）
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和8年法律第27号。以下「第16次地方分権一括法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整理を行ったこと。（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第141条第1項関係）

第二 施行期日

改正令は、第 16 次地方分権一括法の施行の日（令和 8 年 9 月 3 日）から施行するものとされたこと。（第 16 次地方分権一括法附則第 1 条柱書関係）

第三 留意事項

外部監査人の住所の告示については、改正（施行期日）前に既に行われた住所告示について直接的に法的な影響を与えるものではないこと。

その上で、改正前の住所告示については、近年、個人情報の適正な取扱いの要請が高まっていること等の改正法の趣旨を踏まえて、また、告示の方法及び現状等に応じて、各地方公共団体において適切に対応いただきたいこと。